

公益社団法人兵庫県保育協会保育人材確保対策貸付事業実施要綱

第1 目的

この制度は、保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者（以下「潜在保育士」という。）の再就職支援を図るため、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）の雇い上げに必要な費用、未就学児を持つ保育士の子どもの保育料や潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に必要な費用を貸付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的とする。

第2 貸付事業の実施主体

保育補助者雇上費、未就学児を持つ保育士の子どもの保育料の一部、再就職準備金、保育士修学資金及び子どもの預かり支援に関する事業の利用料金の一部（以下「保育補助者雇上費等」という。）の貸付けは、兵庫県の助言を受けて、公益社団法人兵庫県保育協会（以下「県保育協会」という。）が実施する。

第3 貸付対象

保育補助者雇上費等の貸付けの対象となる者は、以下に掲げる者とする。

ただし、神戸市域に所在する施設又は事業者及びこれらの施設等で保育士として勤務する者を除く。

(1) 保育補助者雇上費貸付

以下のいずれかの要件を満たす施設又は事業者。

なお、雇い上げる保育補助者については、子育て支援員研修等の研修を受講した者若しくは受講予定である者又はそれと同等以上であるとして県保育協会長が別に定める者であることを必要とする。

① 新たに保育補助者の雇い上げを行う以下の施設又は事業者

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）

イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う者

ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う者

エ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業（（3）ケにおいて「企業主導型保育事業」という。）を行う者

② 特に保育士の業務負担軽減に資する取組を行っている、上記①のアからエの施設又は事業者であって、県保育協会長が適当と認める者

(2) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

以下のいずれかの要件を満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。

① 未就学児をもつ保育士であって、以下に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

- ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
- ・ ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する「認定こども園」

エ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの

オ 児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定する「病児保育事業」であって、同法第 34 条の 18 第 1 項の規定による届出を行ったもの

カ 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第 34 条の 12 第 1 項の規定による届出を行ったもの

キ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

ク 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設

ケ 企業主導型保育事業

② 保育所等に雇用されている未就学児をもつ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者

(3) 就職準備金貸付

以下の要件のいずれも満たす者。ただし、保育士として週 20 時間以上の勤務を要すること。また、第 4 の 2 の (4) 保育士修学資金貸付における就職準備加算を受けた者を除く。

① 以下に掲げる施設又は事業を離職した者又は当該施設又は事業に勤務経験のない者

ア 児童福祉法第 7 条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業

ウ 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業

エ 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業

オ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園

② 保育所等に新たに勤務する者

(4) 保育士修学資金貸付

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 6 に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に在学している者（神戸市内に住民登録をしている者を除く。）であって、次の要件を満たす者

① 養成施設卒業後、兵庫県の区域内において要綱第 8 の (4) に規定する業務に従事する意思を有すること。

学業優秀であること。

② 家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められること。（所得の目安は、日本学生支援機構の家計基準に準じる。）。

③ 他の地方公共団体又は地方公共団体が適当と認める団体等から同種の修学資金等を借り受けていないこと。

(5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

以下の要件のいずれも満たす保育所等に雇用されている保育士

① 未就学児を持ち、保育所等を利用している者

② 保育所等における勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業を利用する者

第4 貸付期間及び貸付額

1 貸付期間（就職準備金貸付を除く）は、以下に掲げる期間とする。

(1) 保育補助者雇上費貸付

保育補助者が第3（1）①のアからエの施設等に勤務する期間。ただし、貸付期間は当該施設等に勤務を開始した日から起算して3年間を限度とする。

(2) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間。ただし、貸付期間は当該保育所等に勤務を開始した日から起算して1年間を限度とする。なお、保育の必要性があるが、待機児童の関係で入所できなかった場合は、入所できた月から1年間を限度とする。

(3) 保育士修学資金貸付

養成施設に在学する期間。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。

(4) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。

2 貸付額は、以下のとおりとする。

(1) 保育補助者雇上費貸付

年額2,953,000円以内とする。ただし、貸付申請日の属する年度の4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設又は事業所において、貸付により2人以上の保育補助者を雇い上げる場合、年額2,215,000円以内を加算し、貸付額を年額5,168,000円以内とすることができるものとする。なお、貸付に当たっては、第3（1）①イ及びウの貸付対象については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条に規定する地域型保育給付費又は同法第30条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除き、第3（1）①エの貸付対象については、企業主導型保育事業費補助金において当該補助金の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除くこととする。

(2) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

未就学児の保育料の半額とし、月額27,000円を上限とする。

(3) 就職準備金貸付

200,000円以内とする。ただし、貸付申請日の属する年度の前年度の1月における職業安定業務統計による兵庫県内の保育士の有効求人倍率が、一般職業紹介状況による全国の有効求人倍率を超える場合には、200,000円を加算し、400,000円以内とすることができるものとする。なお、貸付に当たっては同一の貸付対象者に対し、1回限りとする。

(4) 保育士修学資金貸付

月額50,000円以内とする。ただし、貸付の初回に入学準備金として200,000円以内を、卒業時に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ加算することができるものとする。

(5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

貸付対象者がファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業その他の子どもの預かり支援に関する事業を利用した料金の半額とし、年額123,000円以内とする。

第5 貸付方法及び利子

1 保育補助者雇上費等は、県保育協会会長と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

2 利子は、無利子とする。

第6 連帯保証人

- 1 保育補助者雇上費等の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。なお、保育補助者雇上費等の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、保証人は法定代理人でなければならない。
ただし、貸付けを受けようとする者が児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設又は自立援助ホームに入所している児童若しくは里親又はファミリーホームに委託中の児童であって、法定代理人を保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付けを行うことで申請者の修業環境の確保が図られる場合には、保証人は法定代理人以外の者でも差し支えない。
- 2 前項の保証人は、それぞれ独立の生計を営む成年者であることとし、法定代理人がこの要件を満たさない場合には、保証人を別に1名立たなければならない。
- 3 保証人は、保育補助者雇上費等の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

第7 貸付契約の解除及び貸付けの休止

- 1 県保育協会会長は、貸付契約の相手方（以下「貸付対象者」という。）が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、その契約を解除するものとする。
 - (1) 保育補助者雇上費貸付
 - ① 保育補助者が退職し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として兵庫県が認めることが著しく困難であるとき。
 - ② 保育補助者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるときであって、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として都道府県等が認めることが著しく困難であるとき。
 - ③ 保育補助者が死亡し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として兵庫県が認めることが著しく困難であるとき。
 - ④ その他保育補助者雇上費貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
 - (2) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付
 - ① 退職したとき。
 - ② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - ③ 死亡したとき。
 - ④ その他保育料の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
 - (3) 就職準備金貸付
 - ① 退職したとき。
 - ② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - ③ 死亡したとき。
 - ④ その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
 - (4) 保育士修学資金貸付
 - ① 退学したとき。
 - ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - ④ 死亡したとき。

- ⑤ その他修学資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- (5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
 - ① 退職したとき。
 - ② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなると認められるとき。
 - ③ 死亡したとき。
 - ④ その他子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 2 県保育協会会長は、以下に掲げる事由に至った場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで保育補助者雇上費等の貸付けを行わないものとする。
 - (1) 保育補助者雇上費貸付
保育補助者が疾病その他の理由により休職したとき。
 - (2) 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付
貸付対象者が疾病その他の理由により休職したとき
 - (3) 保育士修学資金貸付
貸付対象者が休学し、又は停学の処分を受けたとき。
 - (4) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
貸付対象者が疾病その他の理由により休職したとき。
- 3 県保育協会会長は、貸付対象者が保育補助者雇上費等の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

第8 返還の債務の当然免除

県保育協会会長は、貸付対象者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、修学資金等の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 保育補助者雇上費貸付
 - ① 保育補助者雇上費の貸付けを受けた保育所その他の施設において、保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得したとき又は当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるときその他これに準ずるものとして県保育協会会長が認めるとき。
 - ② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- (2) 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付
 - ① 保育料の一部の貸付けを受けた者が兵庫県の区域（神戸市の区域を含み、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合には全国の区域とし、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。）において業務に従事する場合には当該被災県を含む。以下同じ。）内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。
ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、保育料の一部の貸付けを受けた者の意思によらず、兵庫県の区域外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。
 - ② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- (3) 就職準備金貸付
 - ① 就職準備金の貸付けを受けた者が兵庫県の区域内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない

い事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。) 当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、就職準備金の貸付けを受けた者の意思によらず、兵庫県の区域外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

- ② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(4) 保育士修学資金貸付

- ① 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、兵庫県の区域内の従事先施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者(入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。)が当該業務に従事した場合)あつては、3年間)引き続き(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。) 当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金の貸付けを受けた者の意思によらず、兵庫県の区域外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

- ② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

- ③ ①に規定する「従事先施設」とは、次のアからコの施設等とする。

ア 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設(保育所を含む)」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

- ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設
- ・ ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する「認定こども園」

エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であつて、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの

オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であつて、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの

カ 児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であつて、同法第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの

キ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であつて、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの

ク 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

ケ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないも

の（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの

- i) 法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設
- ii) i) に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
- iii) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
- iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成 22 年 3 月 24 日医政発 0324 第 21 号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
- v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設

コ 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成 28 年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業

(5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

- ① 子どもの預かり支援事業利用料金の一部の貸付けを受けた者が都道府県等の区域内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2 年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむその他やむを得ない事由があるときには、これらの事由が存続している期間、履行期限の到来していない貸付金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

第 9 返還

保育補助者雇上費等の貸付けを受けた者が、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から県保育協会会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、県保育協会会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- ① 貸付契約が解除されたとき。
- ② 貸付対象者又は保育補助者が兵庫県の区域内において第 8 の（1）から（5）に規定する業務に従事しなかったとき。
- ③ 貸付対象者が兵庫県の区域内において第 8 の（2）、（3）、（4）又は（5）に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 保育補助者雇上費の貸付対象者が、兵庫県の区域内において第 8 の（1）に規定する業務に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき。
- ⑤ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- ⑥ 保育士修学資金の貸付けを受けた者においては、養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。

第 10 返還の債務の履行猶予

県保育協会会長は、未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部等の貸付けを受けた者又は保育補助者が次の各号の 1 に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- ① 兵庫県の区域内において第 8 の（1）から（5）に規定する業務に従事しているとき。
 - ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
- 2 県保育協会会長は、保育士修学資金貸付において、修学資金の貸付けを受けた者が、

修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

第 11 返還の債務の裁量免除

- 1 県保育協会会長は、保育補助者雇上費等の貸付けを受けた者が、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、貸し付けた保育補助者雇上費等（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

なお、県保育協会会長が、返還の債務の裁量免除を行う場合には、兵庫県知事の承認を得なければならない。

- ① 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金等を返還することができなくなったとき 返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
 - ② 長期間所在不明となっている場合保育補助者雇上費等を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき 返還の債務の額の全部又は一部
 - ③ 兵庫県の区域内において1年以上第8の（1）から（3）又は（5）に規定する業務に従事したとき 返還の債務の額の一部
 - ④ 兵庫県の区域内において2年以上第8の（4）に規定する業務に従事したとき
- 2 裁量免除については、事業ごとに次の算定方法を用いる。

- ① 保育補助者雇上費貸付

裁量免除の額は、兵庫県の区域内において、要綱第8の（1）に規定する業務に従事した月数を、保育補助者雇上費の貸付けを受けた月数の3分の4に相当する月数（この月数が24に満たない場合は、24とする）で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とすること。

- ② 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付

裁量免除の額は、兵庫県の区域内において、要綱第8の（2）に規定する業務に従事した月数を、24で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とすること。

- ③ 就職準備金貸付

裁量免除の額は、兵庫県の区域内において、要綱第8の（3）に規定する業務に従事した月数を、24で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とすること。

- ④ 保育士修学資金貸付

裁量免除の額は、兵庫県の区域内において、要綱第8の（4）に規定する業務に従事した月数を、保育士修学資金の貸付けを受けた月数の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する月数で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とすること。

- ⑤ 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

裁量免除の額は、当該都道府県等の区域内において、要綱第8の（5）に規定する業務に従事した月数を、24で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とすること。

第 12 延滞利子

県保育協会会長は、保育補助者雇上費等の貸付けを受けた者が正当な理由がなくて保育補助者雇上費等を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31

日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

第 13 県の財政措置

この事業の実施に必要な財源には、兵庫県から交付される補助金を充てる。

第 14 会計経理

- 1 県保育協会は、この制度の会計経理を明確にしなければならないものとする。
- 2 この事業の貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する会計に繰り入れるものとする。
- 3 この事業を廃止した場合の返還金の取扱いは、廃止年度以降毎年度その年度において返還された保育補助者雇上費等に相当する金額を兵庫県に返還するものとする。

第 15 その他

この事業の実施について疑義が生じた場合は、兵庫県と県保育協会がその都度協議して決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 10 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 29 年 12 月 19 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 3 月 8 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 10 月 20 日から施行する。

この要綱は、令和元年 8 月 27 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 2 年 5 月 12 日から施行し、令和 2 年 4 月 2 日から適用する。